

# 自由民主党

## 衆議院議員 田中かずのり 和徳 国政報告書第276号

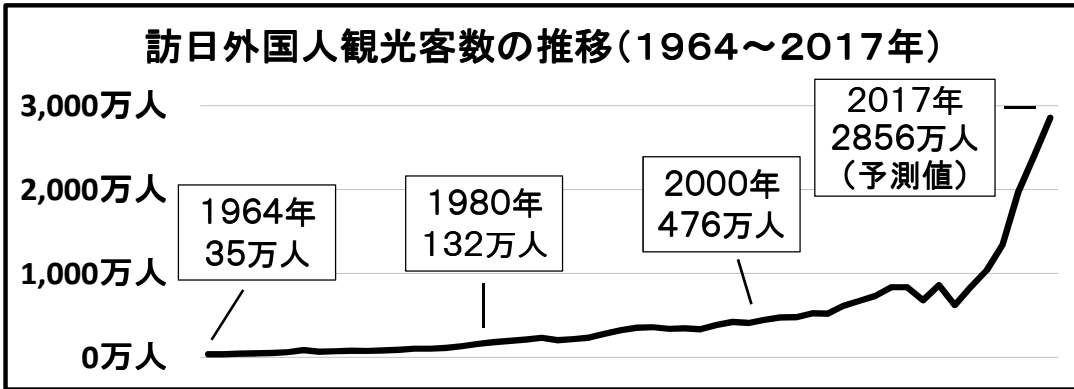
ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡下さい。

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
http://www.tanaka-kazunori.com  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



# 観光立国実現のため、宿泊業の改革を推進!

## 1. 増加する訪日外国人観光客数と、宿泊施設の不足



世界各国の外国人観光客数 ランキング 2016年

1位	フランス	8260万人
2位	アメリカ	7561万人
3位	スペイン	7556万人
4位	中国	5297万人
5位	イタリア	5237万人
16位	日本	2404万人

◆近年、訪日外国人観光客が急増し、今年は2856万人に達すると予測されています。

政府は、2020年までに、これを年間4000万人まで増やす目標を掲げています。

◆観光客は、旅行先で買い物や食事、宿泊などを行い、大きなお金を落とします。外国人が日本に来て落としたお金と、日本人が海外で落としたお金の差し引きを、旅行収支と言います。2011年の旅行収支が1兆3千億円以上の赤字なのに対し、2016年は1兆3千億円以上の黒字となっています。財政難の日本にとって、旅行収支の黒字を高めていくことは極めて重要です。

### 《都道府県別の客室稼働率 トップ5 2017年7月・8月》

	大阪府	東京都	北海道	愛知県	福岡県	全体平均
2017年7月	84.5%	81.0%	76.0%	74.8%	72.9%	62.5%
2017年8月	87.6%	79.6%	76.4%	76.6%	75.9%	68.8%

◆しかし、外国人観光客の増加に対して、宿泊施設の増設が追いついていない地域もあります。

日本で国内観光が最も盛んな時期は7月と8月で、宿泊施設の客室稼働率も高くなります。

このまま外国人観光客が増え続けると、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、宿泊施設を確保できない観光客が続出してしまいう可能性があります。

## 2. 低い生産性・収益性に苦しむ宿泊業界のスタッフ

《業種別の勤労者一人当たり平均年収の比較 (国税庁:2016年の統計調査)》

宿泊業・飲食業	サービス業	製造業	金融業・保険業	電気・ガス・水道など	全業種平均
234.3万円	341.1万円	492.8万円	625.9万円	769.4万円	421.6万円

◆宿泊業は、日本の全ての業種の中で最も給与が低く、最も離職率が高い業種です。

宿泊業の給与が増えないのは、業界全体が低い収益性と生産性に苦しめられているからです。

## 宿泊業の生産性が低い理由① 事業者サイド

- ①特に旅館は親族で継承するケースが多く、財務やマーケティングに精通した人材が不足しがち。
- ②個人や少人数旅行が増えたのに、旧来の多人数・宴会型サービスに固執する旅館が多い。
- ③零細の事業者を中心に、多言語対応やインターネットを通じたサービス紹介が不十分。



**非効率な業務やサービスの洗い出しが進まず、コストの効率化が不十分。  
サービス内容や価格がわかりにくく、外国人観光客も旅館を敬遠しがち。**

## 宿泊業の生産性が低い理由② マクロサイド

- ①スキー場など、繁忙期と閑散期で必要な従業員数が大きく異なる地域が少ない。
- ②大学等における観光教育が立ち遅れ、経営知識や専門スキルを持った人材が不足。



**短期間雇用が多くなりがちで、人材教育や継続雇用が難しい場合が多い。  
元から専門の人材が不足していることもあり、担い手不足が深刻化。**

## 3. 宿泊業の改革に向けた取組み

◆こうした状況を打開し、宿泊業を振興するため、政府は以下のような取組みを進めています。

### 宿泊業支援に向けた政府の取組み

- ①宿泊施設における無線ネット環境の整備、多言語対応型タブレットを用いた注文・接客システムの導入、複数の業務をこなせる従業員の育成など、施設のICT化と業務の効率化を支援。
- ②宿泊施設に関する容積率制限を緩和し、新施設の建造や既存施設の増改築を支援。
- ③地域観光を振興し、閑散期の集客を高めるため、地域毎の広域観光周遊ルート作りを支援。



**宿泊業の収益性を高め、外国人にも対応できるサービスの確立を図る。**

### 人材育成に向けた政府の取組み

- ①観光産業の経営人材を育成する拠点として、一橋大学と京都大学に専門の大学院を設置。
- ②産学が連携して実践的な教育プログラムを整備し、大学や専門学校の人材育成を支援。



**観光業の中核を担う人材の育成を通じて、宿泊業界の更なる発展を促す。**

◆これら以外にも、近年問題となっている空き家を活用し、宿泊施設を増やす観点から、本年6月に民泊新法が制定された。これは、適切に管理した上で民泊を推進するための法律である。

### 民泊新法（住宅宿泊事業法）の概要

- ①旅館業法の規制を満たさない住宅についても、180日未満であれば宿泊事業を認める。
- ②民泊関連事業者に、自治体や省庁への届出、周辺住民からの苦情の対応などを義務付け。